

介護付有料老人ホームビクトリア街 介護サービス費・利用料 (令和6年4月1日 現在)

	対象者		区分	費用(円)			算定単位	備考
	要支援 1~2	要介護 1~5		1割	2割	3割		
介護サービス費	○	○	支1	183	366	549	1日	支1 5,490円 支2 9,390円 介1 16,260円 介2 18,270円 介3 20,370円 介4 22,320円 介5 24,390円  (参考) 1割負担 かつ 30日計算時
			支2	313	626	939		
			介1	542	1,084	1,626		
			介2	609	1,218	1,827		
			介3	679	1,358	2,037		
			介4	744	1,488	2,232		
短期利用 介護サービス費	○	○	介1	542	1,084	1,626	1日	(参考) 1割負担 かつ 30日計算時
			介2	609	1,218	1,827		
			介3	679	1,358	2,037		
			介4	744	1,488	2,232		
			介5	813	1,626	2,439		
入居継続支援加算	○	○	I	36	72	108	1日	入居者の身体状況に応じた介護(医療)行為の必要性や介護有資格者の配置状況に応じて算定します。なお、この加算を算定しないときは、サービス提供体制強化加算を算定します。
個別機能訓練加算	○	○	I	12	24	36	1日	常勤の機能訓練指導員を配置し、利用者ごとの機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。
			II	20	40	60		
夜間看護体制加算	○	○	I	18	36	54	1日	夜間に常勤の看護師・看護職員の配置状況や病院等との24時間連絡体制の確保状況に応じて算定します。
			II	9	18	27		
協力医療連携体制費	○	○	I	100	200	300	1月	協力医療機関との間で、入居者の健康状態の情報提供を行うとともに、医療機関も病状が急変した場合などの対応状況で算定します。
			II	40	80	120		
生活機能向上連携加算	○	○	I	100	200	300	1月	外部の理学療法士等との連携により、入居者の身体状況の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成・見直しなどで算定します。
			II	200	400	600		
科学的介護推進体制加算	○	○		40	80	120	1月	利用者全員を対象に「科学的介護情報システム」により、国に情報提供を行うことで、利用者に提供するサービスの質の向上を図るための算定です。
退院・退所時連携連携加算	○	○		30	60	90	1日	医療提供施設を退院・退所して入居された場合、30日を限度に算定します。
退居時情報提供加算	○	○		250	500	750	1回	医療機関へ退所する入居者等について、入居者の心身の状況・生活歴を示す情報を医療機関(主治医)に提供する場合に算定します。
新興感染症等施設療養費	○	○		240	480	720	1日	新興感染症等発生時において、感染した入居者に対して医療機関と連携し、必要な医療ケアの提供や感染対策を行うことに対する算定です。
ADL維持等加算	○	○	I	30	60	90	1月	入居者のADL(日常生活動作)を評価し、6ヶ月目の評価の結果(維持・向上)によって算定します。
			II	60	120	180		
若年性認知症入居者受入加算	○	○		120	240	360	1日	若年性認知症患者(18~65歳未満)ごとに個別に担当者定め、その者を中心に、当該入居者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うときに算定します。
口腔・栄養スクリーニング加算	○	○		20	40	60	1回	職員が、6ヶ月ごとに入居者の口腔状態・栄養状態のスクリーニングを行った場合に算定します。
高齢者施設等感染対策向上加算	○	○		10	20	30	1月	高齢者施設で感染者が発生した場合、医療機関と連携して施設内で感染者の療養を行うことや他の入居者への感染拡大を防止対策の算定です。
看取り介護加算	○	○	I	72	144	216	1日	お亡くなりになられた日から起算し、当事業所にご入居されていた日数に応じて算定します。よって、当該費用は、月遅れで請求が発生する場合があります。
				144	288	432		
				680	1,360	2,040		
			II	1,280	2,560	3,840	1日	
				572	1,144	1,716		
				644	1,288	1,932		
III	1,180	2,360	3,540	1日				
	1,780	3,560	5,340					
生産性向上推進体制加算	○	○	I	100	200	300	1月	介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入により入居者の安全や介護サービスの質の向上や職員の負担軽減の効果・評価に対する算定です。
			II	10	20	30		
サービス提供体制強化加算	○	○	I	22	44	66	1日	介護職員の総数のうち介護福祉士や勤続年数、常勤職員の割合など厚生労働省の定める基準に基づいて算定します。ただし、入居継続支援加算を算定するときは、算定しません。
			II	18	36	54		
			III	6	12	18		
介護職員処遇改善加算	○	○	I	所定	× 82 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。(令和6年5月まで、算定される加算です。)	
			II	単位	× 60 / 1000			
			III	× 33 / 1000				
介護職員等特定処遇改善加算	○	○	I	所定	× 18 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。(令和6年5月まで、算定される加算です。)	
			II	単位	× 12 / 1000			
介護職員等ベースアップ等支援加算	○	○		所定	× 15 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。(令和6年5月まで、算定される加算です。)	
介護職員等処遇改善加算	○	○	I	所定	× 128 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。(令和6年6月から、新たに算定される加算です。)	
			II	× 122 / 1000				
			III	× 110 / 1000				
			IV	× 88 / 1000				

※上記費用については、当事業所からの入院・外泊等の初日及び帰着日は費用が発生します。

家賃	○	○	A居室2,350円	B居室4,700円	1日	入院、外泊等のご不在時にも同額をご負担いただきます。
管理費(水光熱費)			650円		1日	
食費			1,390円		1日	
生活セット	○	○	事業所のものをご利用される場合		1日	石鹸、リンスインシャンプー、ティッシュ、マスク ※4点をセットとし希望の方のみ。マスクは必要時 ※ご自身で購入されるの持ち込みも構いません。
40円						
その他	事業サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用は、利用者の負担となります。(例：医療機関等における診療費、おむつ代、理美容代、その他)					